

府食第793号
令和6年12月25日

厚生労働省
健康・生活衛生局 食品監視安全課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成27年12月18日付け厚生労働省発生食1218第1号をもって、厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価については、令和6年11月22日に開催された第132回プリオン専門調査会における調査審議の結果、別添のとおり確認が必要な点がありましたので、補足資料の提出をお願いいたします。

牛脊柱の喫食（ばく露）状況に関する確認事項

1. 脊柱が特定危険部位として規制される前の状況について

平成15年に関係業界団体及び都道府県等へ調査を依頼している牛脊柱の使用実態等に関する情報（第1回プリオン専門調査会 参考資料5～7）（以下、「平成15年（2003年）調査」という。）に関して、牛脊柱を特定危険部位として取り扱う前の各業種における脊柱の使用量、各協会及び組合における会員数等、当該調査以上の詳細な情報があれば、そのデータをご教示願いたい。

2. 脊柱規制以降の状況について

平成16年（2004年）2月及び平成25年（2013年）2月に脊柱のSRMに関する規制の変更が行われているが、その前後での脊柱の流通（利用）実態の変化に関する情報についてご教示願いたい。

3. 現在の牛脊柱の利用状況について

(1) 30か月齢以下の牛脊柱について、現在の利用実態の有無についてご教示願いたい。

(2) 上記(1)について利用実態が有る場合、どのような用途に利用されているのかについて以下の事項に関する情報をご教示願いたい。なお、無い場合は全て焼却されているという理解でよろしいか併せてご教示願いたい。

① 用途について、平成15年（2003年）調査当時（牛肉及びその副産物のフローチャート）から変化がある場合は、現状がわかる資料等。

② このうち、と畜場から供給されたものが人の口に入る用途としては、
・食肉（カット肉、食肉製品等の加工品の原料、飲食店で牛骨を利用する場合等も含む）

・食肉処理場等から排出された脊柱を原料として製造されるゼラチン・コラーゲン及びエキス類

でよろしいか。また、その上記用途ごとの割合（可能な場合は重量/年間）をご教示願いたい。特に、30か月齢以下の脊柱がそのまま（Tボーンステーキ等）食されるもの、エキスとして使用されるものの割合をご教示願いたい※。

※ 30か月齢以下の脊柱の利用実態がない場合には、平成15年（2003年）調査当時のデータをご提供願いたい。

(3) 現時点で、今般の諮問内容に関連した牛脊柱の利用に関する業界等からの要望の有無についてご教示願いたい。